

地域生活支援拠点の整備・運営状況について

1. 地域生活支援拠点とは

障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」）の重度化、高齢化、また「親亡き後」に備え、地域で安心して日常生活、社会生活を続けることができるようにするために整備する支援体制であり、地域における障がい福祉サービス事業者、基幹相談支援センター、医療、行政、その他関係機関で連携し、地域生活をおくる障がい者等に対する支援を行うもの。

松江市では、令和7年7月から初期整備を実施し、状況の確認や協議を通じ、必要な機能を付与していくことで、障がい者等や家族の安心につなげることを目指している。

2. 松江市地域生活支援拠点の整備状況

(1) 整備に向けた経過

- 令和5年度 地域生活支援拠点検討ワーキングチーム会議の設置・開催（4回）
令和6年度 地域生活支援拠点検討ワーキングチーム会議の開催（2回）
障がい福祉サービス事業所意見交換会（事業所種別ごとに開催。計4回）
3月 地域移行・定着・包括ケア連携会議において最終案の確認
松江市社会福祉審議会・障がい者福祉専門分科会において承認
令和7年度 5月 障がい福祉サービス事業所説明会を実施（2回）
7月 松江市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱の施行
※別紙1のとおり

(2) 整備の概要

松江市では、迅速に整備を進める観点から、既存の社会資源を活かしながら、質的、量的に小さな形で初期体制を構築し、必要に応じて機能の追加、充実を図ることとしている。

【体制図】別紙2のとおり

【機能】

① 相談

平時から緊急時における支援が見込めない世帯を把握・登録し、常時の連絡体制を確保する。また関係事業所等で情報共有のもと、既存の社会資源を活かしながら緊急時に可能な限り円滑に必要なサービスを提供できるよう、調整や相談その他必要な支援を行う。

② 緊急時の受入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保し、緊急時における必要なサービスの提供や、医療機関への連絡等を行う。（相談機能と一体的に対応）

③ 体験の機会・場

障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する。基本的に障がい福祉サービスの体験的な利用で対応する。（緊急事態に備えた短期入所事業所等の体験を含む。）

④ 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアを要する人や強度行動障がいがある人、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができるよう、松江市基幹相談支援センター絆や国県等が実施する研修を通じて人材の養成を行う。

【登録事業所（令和８年５月１日時点）】別紙３のとおり

３．今後の取り組み

- ・相談支援事業所連絡会等において再度事業説明や意見交換を行い、相談支援事業所の登録数増加を図るとともに、緊急時の支援が見込めない世帯の把握・登録を進める。

※「相談」及び「緊急時の受入れ・対応」のフロー図は別紙４のとおり

- ・松江市基幹相談支援センターについて、令和８年度中に９年度から１３年度までの業務委託先を選定することとしており、その仕様検討にあたっては地域生活支援拠点コーディネーターとしての業務を明確にして委託することにより、機能強化につなげる。

松江市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

令和 7 年 5 月 13 日
松江市告示第 241 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的に、松江市地域生活支援拠点等整備事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「地域生活支援拠点等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)(以下、「障害者総合支援法」という。)第 77 条第 4 項に規定する「地域生活支援拠点等」をいう。

(事業の内容)

第 3 条 本事業は、次の各号に掲げる機能を分担し、整備するものとする。

- (1)相談 介護者の急病等や障がい者等の状況変化等の緊急時(以下「緊急時」という。)における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、常時の連絡体制を確保し、関係事業所等で情報共有のもと、緊急時に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
- (2)緊急時の受入れ及び対応 短期入所等を活用した緊急受入体制等を確保し、緊急時の受入れ、医療機関への連絡その他必要な支援を行う機能
- (3)体験の機会及び場の提供 障がい者支援施設や病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4)専門的人材の確保及び養成等 専門的な対応ができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行うほか、地域の様々なニーズに対応できる体制の確保等を行う機能
- (5)その他、障がい者等の地域生活の継続に必要と認められる機能

(実施方法)

第 4 条 この事業の実施主体は、松江市(以下「市」という。)とし、障害者総合支援法及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく障がい福祉サービス等事業者、その他関係機関と連携して実施する。なお、第 3 条第 1 号に規定する対象世帯の事前の把握及び登録の一部を松江市基幹相談支援センターに実施させるものとする。

(対象者及び地域生活支援拠点等事業所の登録等)

第5条 この事業の対象者は、市内在住の障がい者等とする。また、第9条に定める登録を申請できる事業者は、本市の事業所指定（障害者支援施設の指定を含む）を受けたものとする。

(利用の届出)

第6条 第3条第1号及び第2号に規定する事業を利用しようとする者は、松江市地域生活支援拠点等緊急時利用登録届出書（様式第1号）を松江市基幹相談支援センターに提出するものとする。

2 松江市基幹相談支援センターは、前項の届出書の提出を受けた後、内容を確認のうえ利用登録を行い、届出を行った者に利用登録した旨を通知するものとする。

3 松江市基幹相談支援センターは、当該利用登録に係る情報について、台帳を整備のうえ管理するとともに、市と必要な情報を共有するものとする。

(変更事項の届出)

第7条 前条第1項に規定する届出を行った者は、当該利用登録に係る情報に変更が生じた時は、速やかに松江市地域生活支援拠点等緊急時利用登録変更届出書（様式第2号）を松江市基幹相談支援センターに提出するものとする。

(利用登録の取消し)

第8条 市は、第6条に規定する利用登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1)この事業の対象者でなくなった場合
- (2)不正又は虚偽の内容により登録届を提出した場合
- (3)その他市長が利用を不相当と認めた場合

(地域生活支援拠点等事業所の登録等)

第9条 第3条各号に掲げる機能を担おうとする事業者及び機能を追加する事業者は、運営規程に当該事業者が地域生活支援拠点の機能を担う事業所であることを規定し、その写しを添えて、事業開始予定月の前月15日までに松江市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、松江市地域生活支援拠点等事業所登録に係る通知書（様式第4号）により、申請者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により地域生活支援拠点等事業所（以下「拠点事業所」という。）の登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、名称及び所在地、法人名、

連絡先、担う機能、事業の種類等の公表を行うものとする。

- 4 登録事業者は、当該登録に係る申請事項（地域生活支援拠点等において担う機能以外の事項）に変更が生じた時は、速やかに松江市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 5 登録事業者は、当該登録に係る事業を廃止又は休止するときは、その1月前までに、再開するときは再開前までに、松江市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第5号）を提出するものとする。
- 6 拠点事業所は、実施した事業の内容について記録し、市から当該記録の提出の求めがあった場合は、当該記録を提出するものとする。
- 7 拠点事業所の従業者及び従業者であった者は、地域生活支援拠点等における機能を担ううえで知り得た対象者に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正にこれを取り扱わなければならない。

（事前協議）

第10条 事業を実施しようとする事業者は、次に掲げる事項を事前に市と協議しなければならない。ただし、障がい福祉サービス等に要する費用の算定に際し、地域生活支援拠点等に関する加算を算定しない場合は、次の第4号から第7号までに掲げる事項を省略することができる。

- （1）市の地域生活支援拠点等の整備状況の確認及び整備促進における課題等
- （2）実際に支援を行う場合の連携方法
- （3）整備状況の公表に係る周知方法
- （4）拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- （5）拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認。特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数の目安及び拠点コーディネーターの人件費等の負担割合等
- （6）連携会議の開催方法等
- （7）拠点関係機関との連携担当者（計画相談支援及び障がい児相談支援を除く）

（拠点事業所の登録の取消し等）

第11条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該拠点事業所に係る登録を取り消すことができる。

- （1）拠点事業所が第3条各号に掲げるいずれかの機能を有しなくなったとき
- （2）拠点事業所が第9条第6項に規定する記録の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- （3）前2号に掲げる場合のほか、登録事業者が不正又は著しく不当な行為をしたと市長が認めるとき

- 2 市長は前項の規定により、登録を取り消したときは、登録事業者に松江市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（運用の検証等）

第 12 条 地域生活支援拠点等における機能の充実及び強化を図るため、松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会において、運用状況の検証及び検討を行うものとする

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

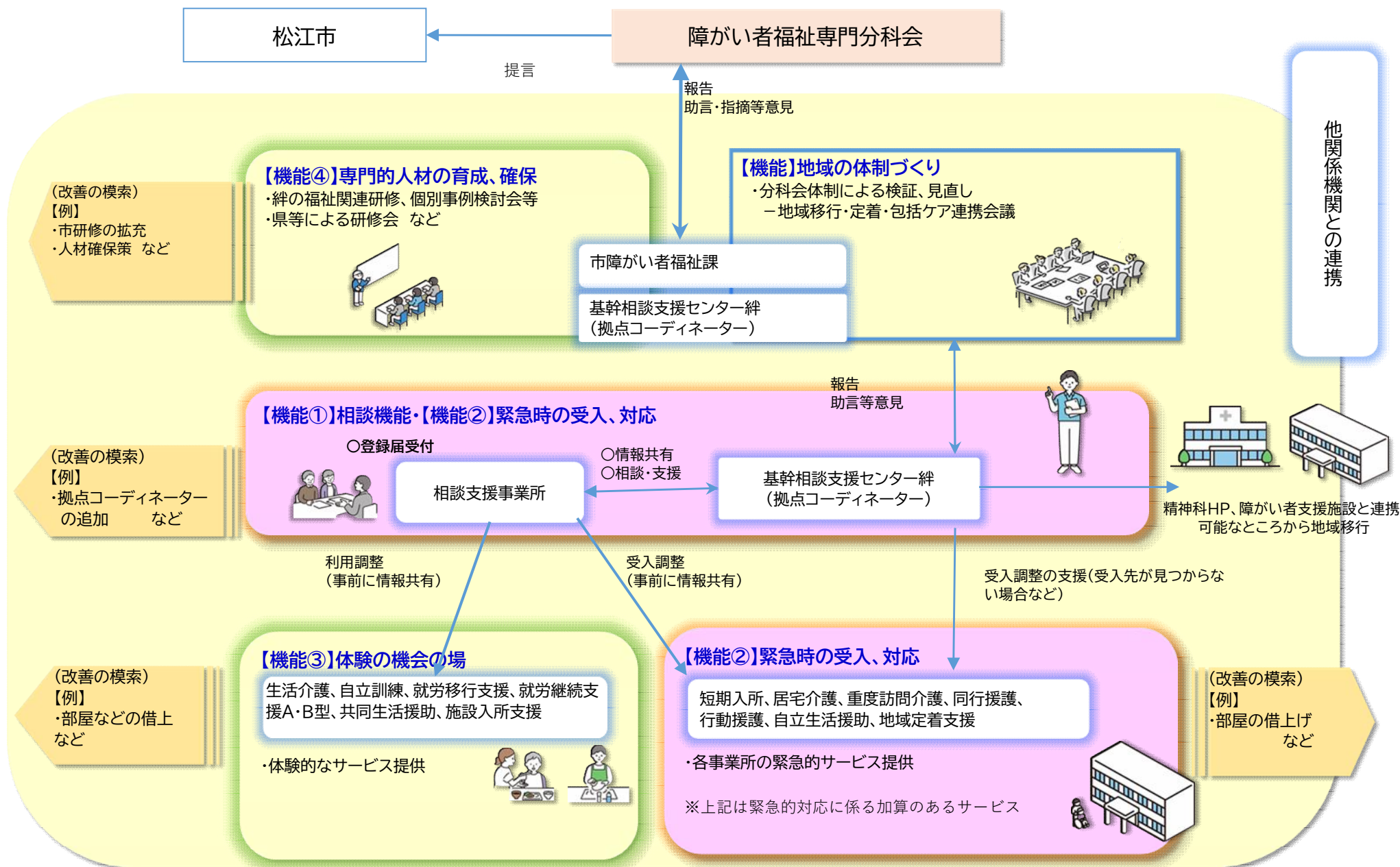
（準備行為）

- 2 第 9 条の規定による登録及びこれに関し必要なその他の行為は、この要綱の施行期日の前においても、同条の規定の例により行うことができる。

松江市の地域生活支援拠点等の初期イメージ 全体版(既存資源を活用した面的整備)

※相談機能は相談支援事業所において登録届を受け取るパターンを記載

別紙2



地域生活支援拠点等登録事業所一覧

別紙 3

(R8.5.1現在)

	事業所名	登録する事業	所在地	経営主体	地域生活支援拠点として担う機能				登録日
					相談	緊急時の 受け入れ・対応	体験の機会・場	専門的人材の確保・養成	
1	厚生センター相談支援事業所	計画相談支援	松江市上乃木7-1-28	社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	○				R7.8.1
2	ねっとわーく しなのめ	計画相談支援	松江市宍道町西来待2074-1	社会福祉法人 島根ライトハウス	○				R7.8.1
		障がい児相談支援			○				R7.8.1
3	しのめ寮	短期入所	松江市宍道町西来待2074-1	社会福祉法人 島根ライトハウス		○			R7.8.1
4	相談支援事業所アネモネ	計画相談支援	松江市山代町809-29	社会福祉法人シオンの園	○				R7.10.1
		地域定着支援				○			R7.10.1
		障がい児相談支援			○				R7.10.1
5	希望の園	短期入所	松江市山代町934-10	社会福祉法人しらゆり会		○			R7.10.1
6	ひまわり	計画相談支援	松江市東持田町1415	社会福祉法人 千鳥福祉会	○				R8.5.1
		障がい児相談支援			○				R8.5.1

「相談機能」と「緊急時の受入・対応」の標準的なフロー

【既にサービスを利用している人が登録を希望する場合】

別紙4-①

対象者 次の状況が現実的に見込まれる人

- ・介護を行う人が疾病やその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない状況
- ・障がいの特性により生じた緊急事態など緊急に支援が必要な状況

相談支援事業所

- 障がいの当事者等から、緊急時支援の相談を受け、希望に応じ登録届の受付・登録届、サービス等利用計画

※サービス計画に緊急時に利用が想定されるサービス等の対応を記載しておく。



登録届、サービス計画 送付
(情報共有)

基幹相談支援センター

- 登録・台帳整備



- 緊急時に備えた事前準備



登録届、サービス計画 送付
(情報共有)

【必要に応じ】

- 担当者会議を開催
- 本人と事業所との面会
- 本人の宿泊利用(体験的な利用)又は見学

短期入所、居宅介護、生活介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等

※等：自立生活援助、自立訓練(機能・生活)、就労移行、就労継続支援

- 情報受け取り
- 本人と事業所の顔合わせ
- 体験的な利用、見学【主に短期入所】



緊急時

- 事前準備していたサービス利用を調整
- ※事前調整していた事業所での利用ができない場合、他の事業所を調整。(絆が支援に入る)
- ※医療を要する状況は、医療機関へのつなぎ

サービス利用を調整

- 緊急時のサービス受入・対応

個別支援計画の変更を行うこと



支援

- 随時報告・事後報告

基幹相談支援センター絆
事前調整していた事業所での利用ができない場合、事業所を支援。

「相談機能」と「緊急時の受入・対応」の標準的なフロー

別紙4-②

【サービスを利用していない障がい者の緊急時】※基幹相談支援センター絆で相談を受けた場合

対象者 次の状況が現実的に見込まれる人
・介護を行う人が疾病やその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない状況
・障がいの特性により生じた緊急事態など緊急に支援が必要な状況

